

新潟県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月6日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第8号

新潟県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県環境影響評価条例施行規則（平成12年新潟県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項（以下「移動別表項」という。）を当該移動別表項に対応する次の表の改正後の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項とする。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
事業の種類	事業内容	条例第2条第2項第1号の事業の規模の要件	条例第2条第2項第2号の事業の規模の要件	事業の種類	事業内容	条例第2条第2項第1号の事業の規模の要件	条例第2条第2項第2号の事業の規模の要件
(略)				(略)			
5 電気工作物の設置又は変更の工事の事業	(略)	(7) 電気工作物である太陽電池発電所の設置の工事の事業	太陽電池発電所の用に供する敷地（以下「太陽電池発電所敷地」という。）の面積が50ヘクタール以上であるもの	5 電気工作物の設置又は変更の工事の事業	(略)	(6) (略)	
		(8) 電気工作物である太陽電池発電所の変更の工事の事業	太陽電池発電所敷地の面積が50ヘクタール以上増加するもの				
(略)				(略)			
別表第2（第33条関係）				別表第2（第33条関係）			

対象事業の区分	事業の諸元	手続きを経ることを要しない修正の要件
(略)		
11 (略)		
12 別表第1の5の項の(7)又は(8)に該当する対象事業	太陽電池発電所敷地の位置	新たに太陽電池発電所敷地となる部分の面積が修正前の太陽電池発電所敷地の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
13 (略)		
14 (略)		
15 (略)		
16 (略)		
17 (略)		
18 (略)		
19 (略)		
20 (略)		
21 (略)		
22 (略)		
23 (略)		
24 (略)		
25 (略)		
26 (略)		

別表第3 (第41条関係)

対象事業の区分	事業の諸元	手続きを経ることを要しない変更の要件
(略)		
11 (略)		
12 別表第1の5の項の(7)又は(8)に該当する対象事業	太陽電池発電所敷地の位置	新たに太陽電池発電所敷地となる部分の面積が変更前の太陽電池発電所敷地の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
13 (略)		
14 (略)		
15 (略)		
16 (略)		
17 (略)		
18 (略)		
19 (略)		

対象事業の区分	事業の諸元	手続きを経ることを要しない修正の要件
(略)		
11 (略)		
12 (略)		
13 (略)		
14 (略)		
15 (略)		
16 (略)		
17 (略)		
18 (略)		
19 (略)		
20 (略)		
21 (略)		
22 (略)		
23 (略)		
24 (略)		
25 (略)		

別表第3 (第41条関係)

対象事業の区分	事業の諸元	手続きを経ることを要しない変更の要件
(略)		
11 (略)		
12 (略)		
13 (略)		
14 (略)		
15 (略)		
16 (略)		
17 (略)		
18 (略)		

<u>20</u> (略)	<u>19</u> (略)
<u>21</u> (略)	<u>20</u> (略)
<u>22</u> (略)	<u>21</u> (略)
<u>23</u> (略)	<u>22</u> (略)
<u>24</u> (略)	<u>23</u> (略)
<u>25</u> (略)	<u>24</u> (略)
<u>26</u> (略)	<u>25</u> (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 電気工作物である太陽電池発電所の設置又は変更の工事の事業であって、この規則の施行の日前に電気事業法(昭和39年法律第170号)第47条第1項若しくは第2項の規定による認可の申請又は同法第48条第1項の規定による届出が行われたものについては、改正後の別表第1の規定は、適用しない。